

第二次長崎市子ども読書活動推進計画

平成28年3月

長 崎 市

はじめに



子どもたちは、読書を通じてことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。また、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そしてこれらの体験を通し、自ら学び考える力と、他者の異なる資質や言動を尊重できる人間性を身に付けることができます。

このように、読書は子どもたちの豊かな心を養い、生きる力を育む基盤となるものです。

本市では、平成 22 年3月に「長崎市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書環境の整備や、読書活動の大切さの啓発に努めてきました。

このたび、その成果と課題及び本市の状況を踏まえて、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間を計画期間とする「第二次長崎市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に沿って、「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を主体的に果たし、また互いに連携しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進するために様々な取組みを行っていきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

長崎市長 田上 富久

目 次

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3
第2章 第一次計画期間における成果と課題	4
1 家庭・地域における成果と課題	4
2 学校における成果と課題	5
3 図書館における成果と課題	7
第3章 第二次計画の基本的な考え方	10
1 基本方針	10
2 子ども読書活動を推進する場	11
3 第二次計画のイメージ図	13
第4章 子ども読書活動推進のための取組み	14
1 家庭における取組み	15
2 地域における取組み	16

(1) 図書館における取組み	16
(2) 公民館における取組み	18
(3) その他における取組み	19
3 学校等における取組み	20
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園における取組み	20
(2) 学校における取組み	21
4 数値目標	23
資料	24
子どもの読書活動の推進に関する法律	24
文字・活字文化振興法	27
公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	30
学校図書館法	37

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

読書を通じ、子どもたちの豊かな心を養い生きる力を育む

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことをとおして、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、語彙力や創造力を豊かなものにしていきます。また、それらは子どもが自ら課題をもち、考え、解決する力を養うことにもつながり、ひいては、一人ひとりが生きる力を身に付けていくこととなります。

こうしたことから、それぞれの発達段階に即した読書活動は、幼少時に始まり、その後の豊かな人間形成や人生をより深く生きる力を身に付ける上で極めて大切な取組みと言えます。

そのため、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備と、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

2 計画策定の背景

子どもの読書離れが指摘される情勢を受け、国は平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、これに基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」を、平成20年3月には「第二次計画」を、平成25年5月には「第三次計画」を策定しました。

長崎県においては、平成14年8月に「長崎県子ども読書活動推進計画第一次計画」、平成20年3月には「第二次計画」、そして、平成26年3月には、「第三次計画」を策定しました。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項によると、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策につ

いての計画を策定するよう努めなければならない。」となっており、本市においても、平成22年3月「長崎市子ども読書活動推進計画」（平成22年度～平成26年度）を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な取組みを展開してきました。

その結果、図書館や公民館、子育て支援センターなど、様々な場所での読み聞かせの実施や、学校図書館における書架や机の木質化、学校図書館司書の配置など、読書環境の整備が進んできました。

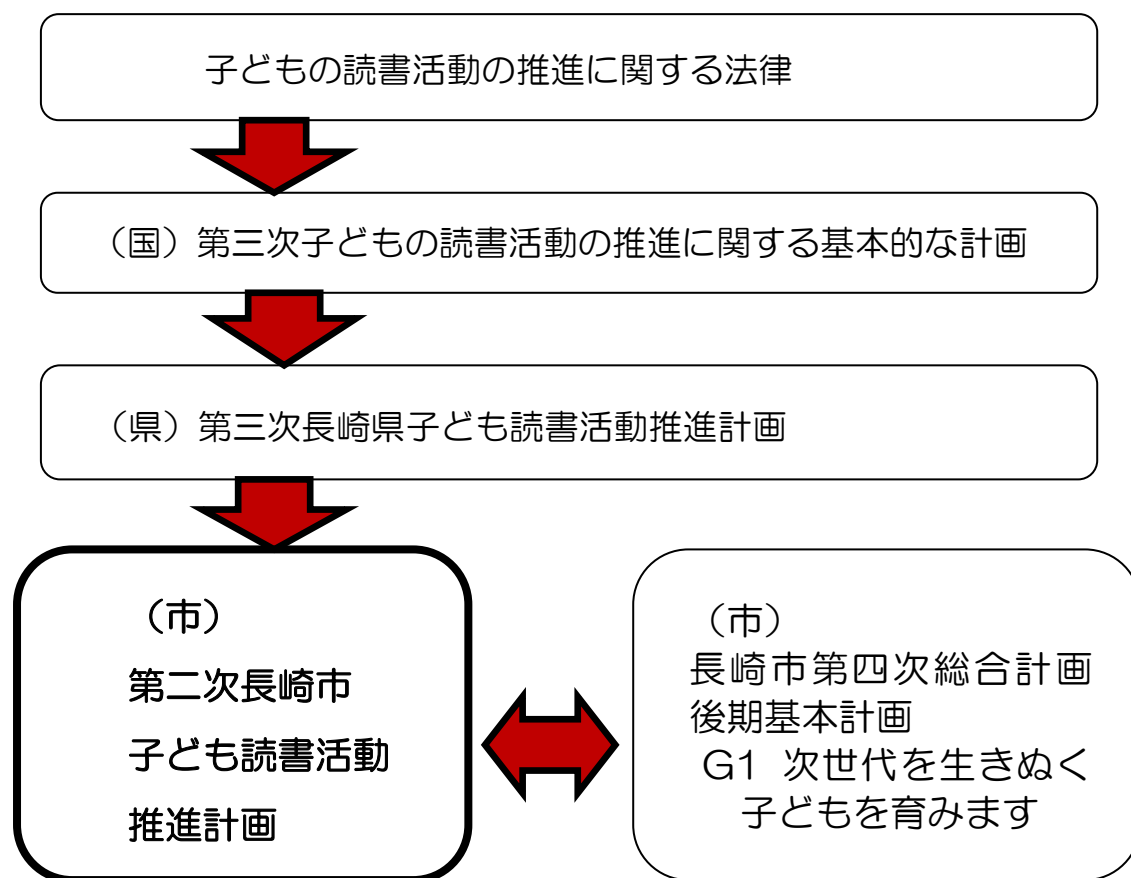
第二次長崎市子ども読書活動推進計画においては、第一次計画の成果と課題や国や県の指針等を踏まえ、子どもが発達段階に応じて読書に親しむことができるような読書環境の整備を進めるとともに、各々の場所で行われる読書活動のさらなる充実を図ります。

また、第一次計画では図書館が「家庭・地域」「学校」の取組みを全体的に支援する段階にありましたが、第二次計画では図書館の支援体制を継続しながらも、子どもの活動の場である「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を担い、読書の重要性を認識し、主体的に子ども読書活動を推進していく体制を目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」を基本とし、「第一次長崎市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえた計画として策定します。

また「長崎市第四次総合計画後期基本計画」その他、本市が策定する各種計画との整合性を図ります。



4 計画の対象

この計画の対象は、おおむね 18 歳以下の子どもとしますが、取組みの主体は、大人を含むすべての市民とします。

5 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

第2章 第一次計画期間における成果と課題

第一次長崎市子ども読書活動推進計画においては、子どもの読書活動を推進する場を「家庭・地域」、「学校」、「図書館」に分類し、それぞれ施策の方向性及び具体的な取組みを掲げています。

1 家庭・地域における成果と課題

家庭・地域においては、乳幼児健診や育児学級の間、子育て支援センター、お遊び教室、幼稚園、保育所などの未就学児が過ごす場、児童館、児童センター、放課後児童クラブ、公民館など児童生徒が過ごす場、障害のある子どもが過ごす障害児施設、青少年育成協議会、子ども会など子どもの育成に係わる団体の活動を通じて、読書活動を推進するための様々な取組みを行いました。

成 果	<ul style="list-style-type: none">• 子どもに対し、絵本等の読み聞かせや紙芝居を行うことで子どもたちが本に触れる機会を増やすことができた。 (乳幼児健診、育児学級、子育て支援センター、お遊び教室、幼稚園、保育所、公民館、障害児施設)• 保護者に対し、読み聞かせの大切さの啓発を行い、家庭での読書活動を推進することができた。 (乳幼児健診、育児学級、子育て支援センター、幼稚園、保育所、公民館)• 施設の中に読書コーナーを設けるなど、子どもが自由に、また保護者と一緒に読書を楽しめるような場の提供を行った。 (乳幼児健診、子育て支援センター、幼稚園、保育所、児童館・児童センター、公民館、障害児施設)• 図書館が発行する絵本リストや子ども向け広報紙等の配布、設置を行い、読書活動について周知啓発を行った。 (乳幼児健診、子育て支援センター、幼稚園、保育所、児童館・児童センター、放課後児童クラブ、青少年育成協議会、障害児施設)• 寄贈や図書館のリサイクル図書の利用により、図書コーナー
-----	--

	<p>の児童書の充実を図ることができた。</p> <p>（乳幼児健診、子育て支援センター、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> • おはなし会（平成 26 年度 197 回）や図書館ボランティア養成講座など、子ども読書活動の推進に向けた公民館講座を実施することができた。（公民館） • 図書館が実施する障害者向けの取組みの周知を行った。（障害児施設等）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもに対する読み聞かせの実施や、保護者に対する啓発活動は、継続して行うことが必要である。 • 各施設の図書コーナーにおいて子どもが物語を楽しみ、学べるような良質の児童書を一層充実させる必要がある。 • 幼稚園、保育所、児童館、児童センターなど、子どもが様々な活動を行う場において、図書コーナーのスペースの確保など、読書環境の整備が難しい側面がある。 • 公民館において図書館ボランティア等を対象とした養成講座を行っているが、図書館ボランティアがいない地域がある。

2 学校における成果と課題

学校における子ども読書活動の推進は、「学校図書館資料の整備と充実」、「児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実」、「学校図書館と公立図書館との連携・協力」を柱として様々な取組みを行いました。

成 果	<p>○学校図書館資料の整備と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> • 蔵書のデータベース化に伴うバーコード管理により、蔵書の確実な把握を行うことができるようになり、計画的な購入と更新が行われるようになった。 <p>（5年間の購入冊数：小学校 271,764 冊 中学校 89,063 冊）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校図書館司書が配置されたことで、専門的な見地から計画的な選書が行われるようになり、学校図書館の資料の充実を図ることができた。
-----	---

成 果	<p>(学校図書館司書数:平成 22 年度 4人 → 平成 27 年度 43 人)</p> <p>○児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木製書架の整備や学校図書館改修方法の研修等を進めることで、魅力的で機能的な学校図書館環境整備を推進した。 ・学校図書館司書・司書教諭・図書ボランティアが連携し、児童生徒の読書支援が充実したことで、読書の質の向上を図ることができた。 ・学校図書館司書との連携による学校図書館を活用した授業実践（資料提供・ブックトーク・調べ学習支援等）が積極的に行われるようになった。 <p>また、平成 22・23 年度香焼中学校、平成 24・25 年度大浦中学校、平成 26・27 年度丸尾中学校の研究指定により学校図書館司書を活用した積極的な授業を市内に公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉読書活動を実施しており、平成 23 年度以降、小中学校での実施率 100%を継続して達成し、読書に親しむ習慣が身に付く良い取組みとなっている。 ・児童生徒が入りやすい読書環境の整備が進み、児童生徒の貸出冊数が年々増加している。(年間貸出冊数：小学校 平成 22 年度 45.7 冊 平成 26 年度 69.5 冊、中学校 平成 22 年度 5.5 冊 平成 26 年度 11.2 冊) ・中学校の図書館を夏季休業中も開館したことで、生徒の読書活動の活性化や自主学習の場としての学校図書館の活用が図られた。 <p>○学校図書館と公立図書館との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館と連携し、毎年 2 回以上、学校図書館司書対象の研修に参加し、資質の向上を図ることができた。 ・市立図書館からの団体貸出の活用を図ることができた。 <p>(団体貸出利用状況：小学校 平成 22 年度 21 校 2,067 冊 平成 26 年度 40 校 3,926 冊 中学校 平成 22 年度 3 校 117 冊 平成 26 年度 20 校 908 冊)</p>
-----	---

課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 学校図書館の資料については、今後も計画的な廃棄、更新を行うことが必要である。 • 木のぬくもりがあり親しみやすく使いやすい学校図書館にするための環境整備をさらに推進することが必要である。 • 学校図書館司書との連携による学校図書館を活用した授業実践をより一層推進することが必要である。 • 学校図書館の貸出冊数は伸びているが、今後、想像する力や探求する力を育むため幅広いジャンルの本を読むなどの読書指導が必要である。 • 団体貸出の増加のためには、市立図書館の貸出資料の種類及び冊数の充実が必要である。
-----	---

3 図書館における成果と課題

図書館における子ども読書活動の推進は、図書資料、施設、図書館での企画・行事の充実をはじめ、広報啓発活動の推進や、地域・学校との連携、司書の資質向上、図書館ボランティアとの連携・支援などに重点をおいて様々な取り組みを行いました。

成 果	<ul style="list-style-type: none"> • 図書資料は資料収集方針に沿って豊富な児童書を所蔵しており、外国語の絵本や視覚障害児向けの本も備えている。 (児童書の蔵書数 平成 27.3.31 現在 108,506 冊) • 市立図書館、香焼図書館及び市内 55 か所の公民館等の図書室をネットワークでつなぐことで、子どもが身近で好きな本を選ぶことができる体制を整備している。 • おはなし会やこどもえいが会など、子どもに図書館へ来てもらうような企画を実施している。特におはなし会は好評で、保護者にも読み聞かせの大切さを周知することができた。 (おはなし会：赤ちゃん向け、小さい子向け、大きい子向けにそれぞれ月に2回実施。英語、中国語、韓国語での「いろいろなことばのおはなし会」も実施。こどもえいが会は月に1回開催) • 子ども向けの「ちいさないす」や中高生向けの「WAKABA」
-----	---

<p>成 果</p>	<p>などの広報紙を隔月に発行、配布したほか、広報ながさき、メールマガジン、フェイスブックなど、様々な媒体を通じて図書館の取組みを発信できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校や幼稚園、保育所への「おすすめの本」リストの配布や、出張おはなし会で読み聞かせやブックトークを行うなど、子どもの読書活動の推進を図ることができた。 • 「はじめまして絵本事業」（ブックスタート）を実施し、4か月児健診時に保護者に絵本の読み聞かせの大切さを説明したうえで絵本の引換券を交付した。 <p>図書館や公民館で絵本を引換えてもらうことで、地域の公民館等の存在や取組みを知ってもらうきっかけづくりになった。 （絵本の引換数 平成26年度 2,442冊）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「調べる学習コンクール」を開催し、小中学生に広く作品を募ることで、図書館等を利用して調べる楽しさを周知できた。 <p>さらに優秀な作品を全国コンクールへ出品するなど、出品者の意欲の向上につながった。（平成26年度 応募数 128点）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 図書館司書向けに開催される研修等に積極的に参加することで司書の資質の向上を図り、図書館のサービス全体の向上につながった。 • 図書館ボランティアへの活動の場の提供や研修、活動内容の周知啓発を行った。 <p>ボランティア団体が作成し、寄贈を受けた布の絵本は、こどもとしょかんに常設している。（5年間で56点）</p>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害児の受入体制はできているが、あまり利用されていないため、関係団体への周知を強化することが重要である。 • おはなし会の回数を増やすなど、ニーズの高い子ども読書活動を推進する取組みを促進することが必要である。 • 広報については、引き続き様々な媒体を通じて、常に最新の情報を発信することが必要である。 • 「はじめまして絵本事業」は絵本への引換率が70%台を推移しており、より多くの親子に絵本を引換えてもらうための取組みが必要である。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 公民館等の図書室については、子どもが物語を楽しみ、学べるような良質の児童書を一層充実させる必要がある。• 司書教諭、学校図書館司書及び学校図書館ボランティアの連携を強め、よりよい学校図書館の運営ができるようサポートを強化することが必要である。• 団体貸出を利用する学校が固定化しているため、利用がない学校へ活用を促すことが必要である。 |
|--|---|

第3章 第二次計画の基本的な考え方

1 基本方針

I 子どもが本に親しむための社会全体における機会の充実

子ども読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等を通じた社会全体で本に親しむための機会を提供することが求められています。長崎市においては、4か月児健診時に絵本引換券を渡す「はじめまして絵本事業」で絵本引換のために身近な公民館等へいざなうとともに、手渡された絵本を活用した読み聞かせを推奨しています。地域では民生委員等が行うお遊び教室や子育て支援センターなどにおいて読み聞かせが行われています。また、図書館や公民館が開催する図書館ボランティア養成講座を受講したボランティアによる、読み聞かせなどの活動が行われています。幼稚園、保育所、認定こども園では、子どもたちに絵本の読み聞かせや紙芝居を行い、また保護者に対しても読み聞かせの大切さの啓発を行っています。学校では、学校図書館司書を配置していることから、学校図書館を活用した読書や調べ学習の推進などが行われています。

このような家庭・地域・学校等における取組みについて、今後もさらにそれぞれが担う役割を果たし、相互に連携・協力することで、社会全体で子どもが本に親しむ機会の充実を図り、自主的な読書活動を推進していきます。

II 子どもの読書活動を支える環境の整備

子ども読書活動を推進するためには、乳幼児期から本に親しむことができる環境が重要です。家庭・地域・学校等において、子どもの発達段階に応じて、子どもが興味を持ち、感動する本を身近に整備し、その充実を図るなど読書の幅を広げ読書体験を深める機会を提供することで、子どもは読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるきっかけとなります。

家庭においては、できるだけ早い時期から身近な大人と一緒に本を手にとることができる環境を、また地域では、子どもたちが活動する様々な場における図書コーナーの本について充実を図っており、また市立図書館のリサイクル図書の活用も行われています。学校では木製書架の整備等、木のぬくもりのある

親しみやすく使いやすい学校図書館の環境整備を推進しています。

このような取組みを推進することにより、さらなる子ども読書活動を支える環境の整備に努めていきます。

Ⅲ 子どもの読書活動に関する意義の普及

子ども読書活動を推進するためには、その意義や重要性について市民の間に広く理解と関心を深めることが重要です。子どもは、大人から昔話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。

家庭では子どもへの読み聞かせや、家族そろって読書をする日や時間を決めるなど、保護者が積極的に読書活動を習慣化するような取組みを推奨します。地域ではお遊び教室や子育て支援センターなどにおいて、親子で読み聞かせを行うことで保護者に対し読み聞かせの大切さを意識付けます。また、図書館や公民館でおはなし会や図書館ボランティア養成講座を開催し読書活動の大切さを広く普及します。学校等では幼稚園教諭、保育教諭、保育士、教職員が子どもの読書活動の意義を十分に理解した上で、保護者に対し読書活動に伴う多様な効果について周知を行います。

このように、保護者、教職員、保育士等、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、積極的に子どもの自主的な読書活動を推進することは重要であるため、今後も読書活動の意義や重要性について、広く普及・啓発を図るよう努めていきます。

2 子ども読書活動を推進する場

子ども読書活動を推進するにあたり、第一次計画においては「家庭・地域」、「学校」、「図書館」という分類を行っていましたが、第二次計画では「家庭」、「地域」、「学校等」に変更しています。

第一次計画では、子ども読書活動を推進するための様々な取組みを140項目に渡り策定し、それぞれの実施場所を分類した結果、その数の多さで「家庭・地域」、「学校」、「図書館」と整理しました。

しかしながら、第二次計画の策定にあたっては、子どもの目線から見て過ごす時間が長い場において、読書活動の推進を行うことが重要だと考えました。

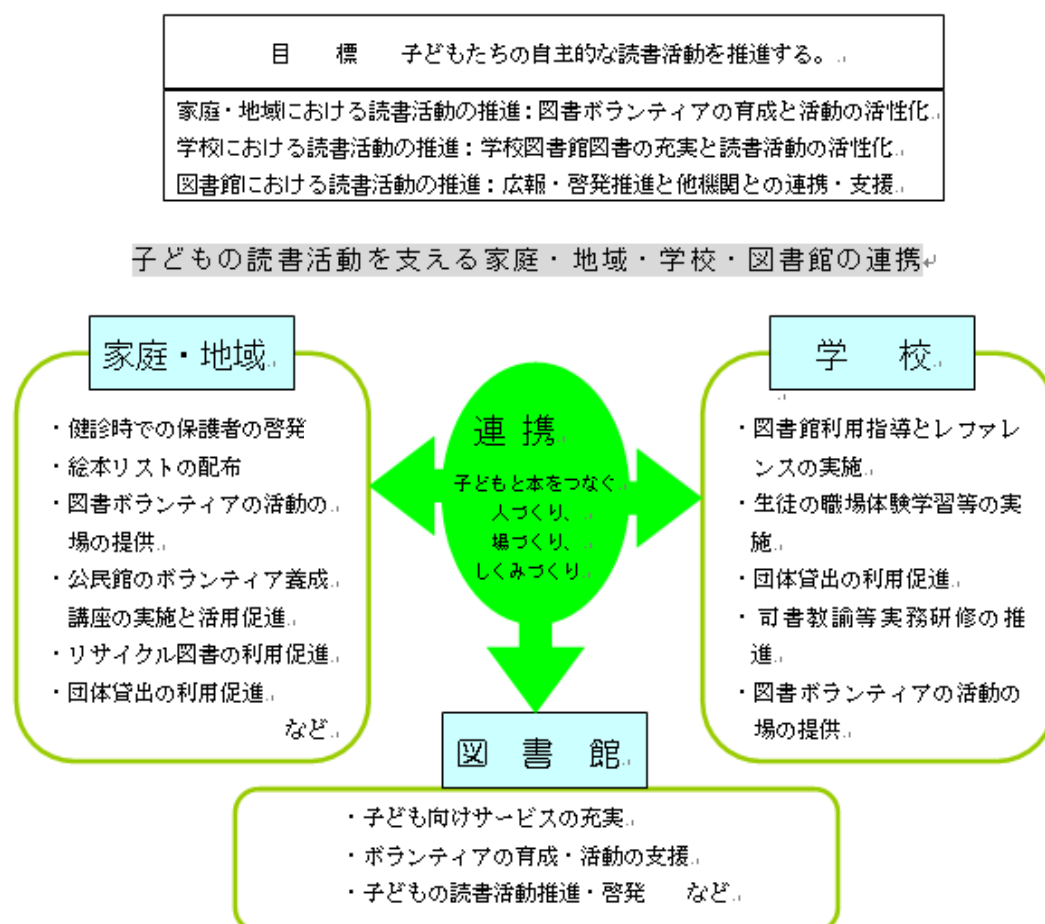
その考えに基づき、子ども読書活動を推進する場を、まず生活の基盤である「家庭」、次に教育、保育の場である「学校等」としました。

さらに、「家庭」、「学校等」以外で日常的に子どもが活動する場及び関係団体の活動の場を、この計画において「地域」と定義しました。

具体的には、乳幼児健診や育児学級の場、子育て支援センター、お遊び教室などの未就学児が過ごす場。図書館、公民館、児童館、児童センター、放課後児童クラブ及び障害児施設など児童生徒が過ごす場。青少年育成協議会、子ども会、子ども文庫、ボランティア団体など子どもの育成に係わる団体の活動の場などです。

従って、図書館は「地域」の中の一施設と位置付け、引き続き「家庭」、「地域」、「学校等」における自主的な読書活動の推進を支援するために、関係機関・団体等と連携しながら様々な取組みを行います。

(参考) 第一次長崎市子ども読書活動推進計画のイメージ図



3 第二次計画のイメージ図

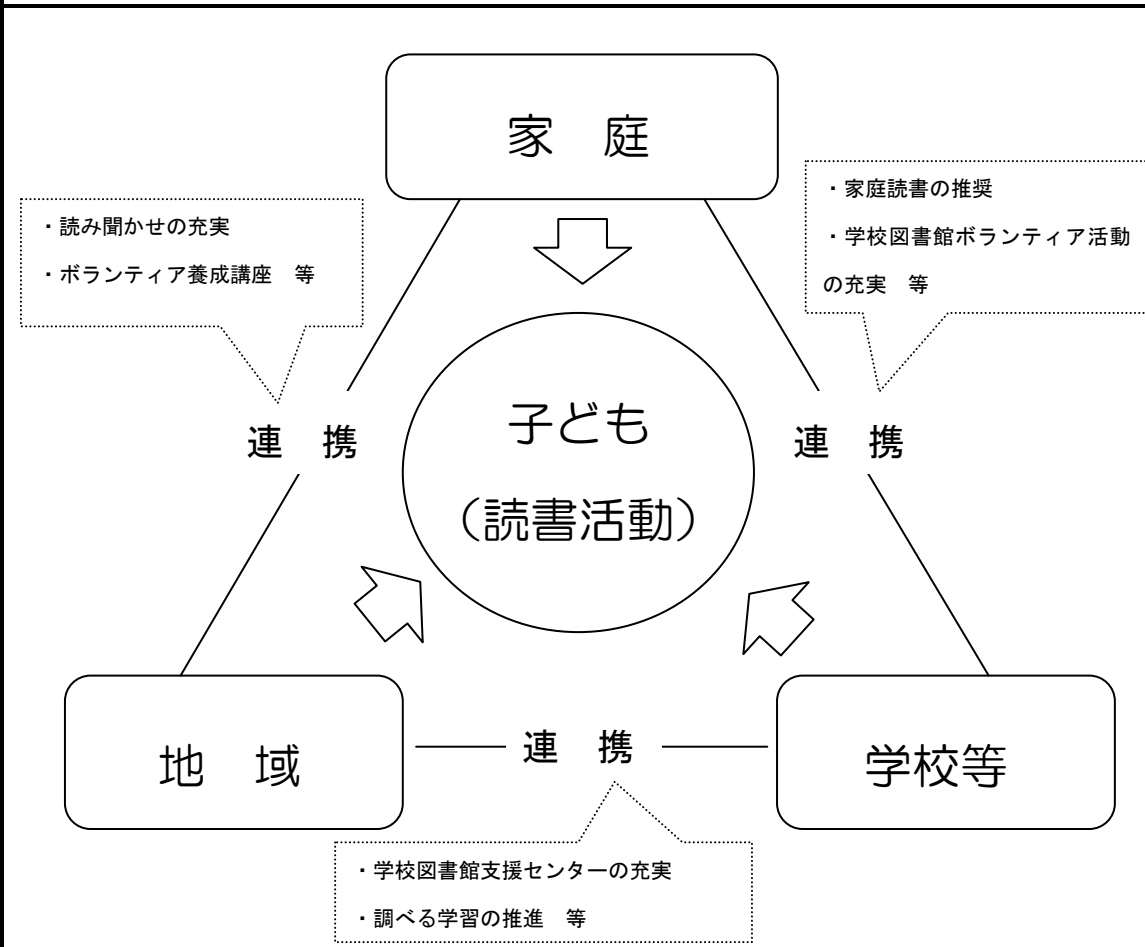
読書を通じ、子どもたちの豊かな心を養い生きる力を育む

基本方針

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
子どもが本に親しむための社会全体における機会の充実	子どもの読書活動を支える環境の整備	子どもの読書活動に関する意義の普及

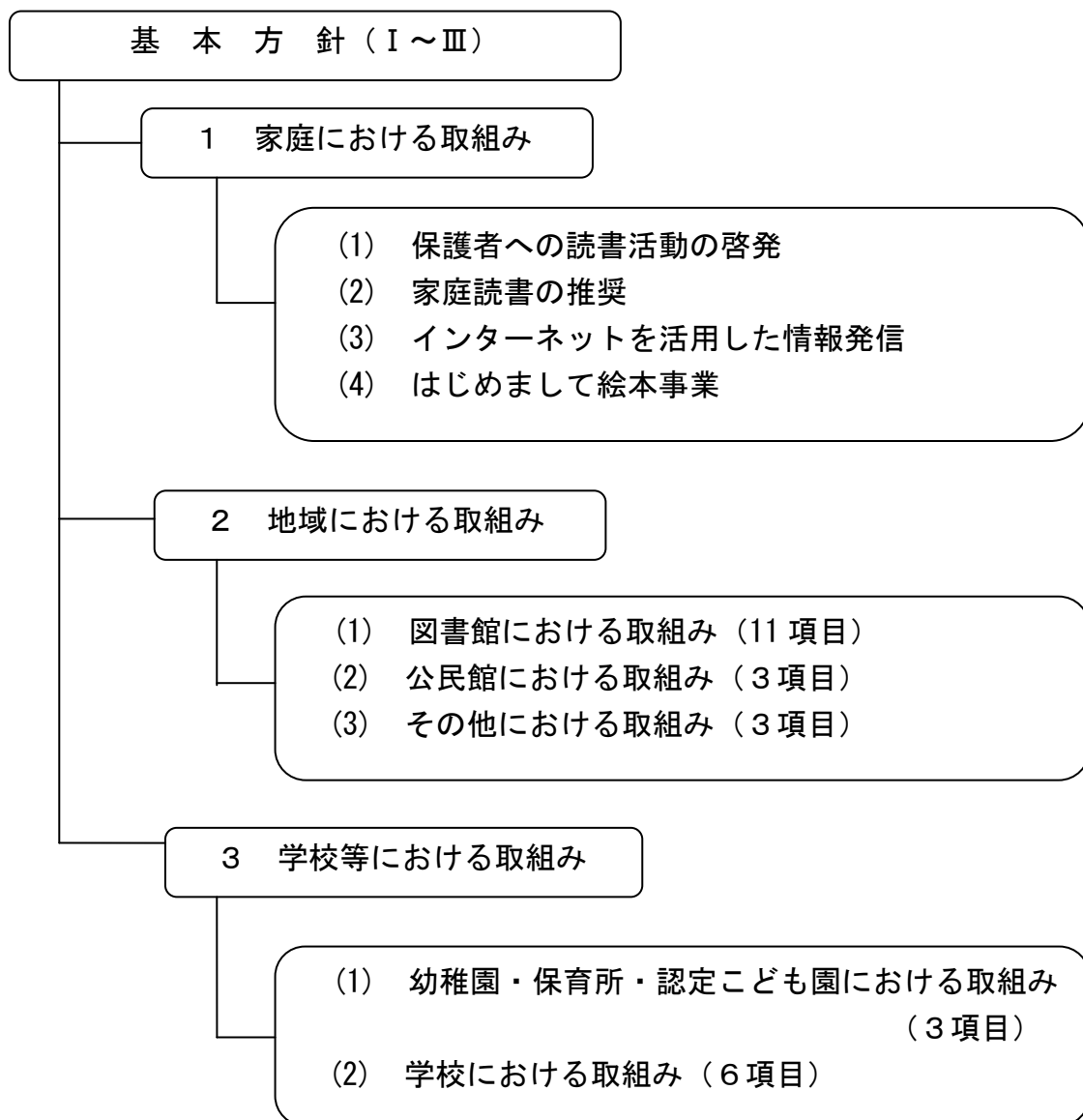


子ども読書活動推進のための取組み



第4章 子ども読書活動推進のための取組み

子ども読書活動を推進し、「読書を通じ、子どもたちの豊かな心と生きる力を育む」ために、「家庭」、「地域」、「学校等」において3つの基本方針に沿った様々な取組みを行います。



1 家庭における取組み

子どもが読書の楽しさに気づき、読書習慣を身に付けるためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が子どもと一緒に読書を楽しみ、本に親しむことが有効です。家庭において読み聞かせをしたり、一緒に図書館や公民館図書室、書店に出向くなど、本に触れるきっかけを作り、親子で本について話し合うことなどを通じ、子どもは自ら本を選び、楽しむようになります。子どもにとって生活の基盤である家庭における、主体的な読書活動への取組みを推進します。

(1) 保護者への読書活動の啓発

保護者に対し家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、乳幼児健診や育児学級での絵本の読み聞かせの実施や、図書館で作成した乳幼児向け絵本を紹介するリーフレットを配布します。また、幼稚園、保育所、認定こども園及び子育て支援センター等において、保護者に対し読み聞かせの重要性をさらに周知するなど、保護者への読書活動の啓発を充実させていきます。

(2) 家庭読書の推奨

例えば、毎月1回は家族みんなで図書館へ出かけ本を借りる、毎週日曜日は家族で読書の時間を設定する、街に出かけたとき書店に立ち寄るなど、読書活動が生活の一部になることで読書習慣が身に付いていきます。

このような家庭読書の取組みを周知し、推奨していきます。

(3) インターネットを活用した情報発信

子どもたちが図書に関する情報を気軽に調べることができるように、図書館のホームページにある子ども向けのページを充実します。

また、親子で一緒に楽しむことができる図書館でのイベント情報なども、随時ホームページへの掲載やフェイスブックなどを通じて周知を図ります。

(4) はじめまして絵本事業（ブックスタート）

絵本を通して家庭での温かいふれあいの時間を作りだし、親子がともに楽しみ、心身の健康を育みながら絆を深めるきっかけづくりとして、はじめまして絵本事業を実施しています。

4か月児健診会場で、保護者に対し読み聞かせの大切さの啓発を行うとともに、絵本引換券を配布しています。絵本を直接渡すのではなく、絵本の引き換え場所である図書館や公民館、ふれあいセンター等に出向いてもらうことで、図書室の利用や各館が行っている各種講座に参加するきっかけをつくるなど、地域とのつながりも目的として実施します。

今後は、乳児健診や育児学級などの機会を利用して読み聞かせの大切さを説明し、引換えを促すなど、周知・啓発を強化し、引換率の向上に努めます。

2 地域における取組み

子どもが日常的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるには、子どもが活動する身近な場において気軽に読書を楽しむことができる機会を提供することが大切です。図書館や公民館、その他子どもが活動する場及び関係団体の活動の場である「地域」において、主体的に子ども読書活動を推進する取組みを実施します。

特に図書館は、読書の機会及び調べ、学ぶための資料の提供だけでなく、子ども読書活動を推進していくための中心的な役割を担っていることから、「家庭」、「地域」、「学校等」における読書活動の推進を支援するために関係機関・団体等と連携しながら、様々な取組みを行います。

(1) 図書館における取組み

ア 図書資料の充実

乳幼児から中高生まで、年齢に応じて質、量ともに充実した図書資料の収集を行い、子どもが読みたい本を自由に選び、読むことができる機会の提供を行います。こどもとしゃかんやヤングアダルトコーナーにおいては、おすすめの本や季節や時事に関連する本の展示・紹介を行うなど、興味を持って本を手にとってもらえるような取組みを行います。

イ 団体貸出の利用促進

団体貸出用の図書資料の充実を行い、学校や幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ、子育て支援センター、児童館、児童センター、こ

ども文庫、障害児施設などの地域で幅広く団体貸出を活用してもらうことで、子どもがいつでも本に親しむことができる機会の提供を行います。

ウ 企画や行事の充実

年齢層に応じたおはなし会を定期的を実施しており、好評であるため、内容の工夫や回数を増やすなど、さらに充実を図ります。「こどもの読書週間おはなし会」では、読み聞かせボランティアによるおはなし会を実施し、こどもの読書週間の周知啓発を図るとともに、ボランティアの活動の場の提供を行います。

そのほか、こどもえいが会、調べ学習のノウハウを学ぶ「調べ学習たいけん教室」、図書館の仕事を体験してもらう「こども司書講座」の開催など、子どもが図書館に行きたくなるような企画や行事を充実させていきます。

エ 広報・啓発の推進

図書館広報紙である「としょかんだより」を毎月発行するほか、子ども向けの「ちいさないす」や中高生向けの「WAKABA」を隔月で、また障害児向けの「手をつなごう」も年に1回発行します。

また年齢層別のブックリストも作成し、図書館、図書室で配付するほか、公民館や学校、子育て支援センターやお遊び教室、児童館、児童センター、障害児施設等、関係機関へ配布するとともに図書館ホームページにもアップするなど、広く周知を行います。

さらに図書館で実施する行事等は広報ながさきに掲載するほか、テレビやラジオ、図書館ホームページやフェイスブックなど様々な媒体を活用して、常に新しい情報の発信に努めます。

オ 学校図書館との連携・支援

市立図書館の司書が、学校図書館司書からの相談に応じたり、学校を訪問し助言を行うなど、学校図書館の支援センター的な役割を果たします。さらに、司書教諭、学校図書館及び学校図書館ボランティアの連携を強め、よりよい学校図書館の運営ができるよう支援します。

カ 図書館職員のスキルアップ

児童書に関する知識や子どもと本をつなぐ効果的な方法を学ぶために各種研修会に参加するなど、知識や技術の向上に努めます。

キ 子どもたちが活動する施設等の職員等への研修・支援

市立図書館が実施する研修や、出張おはなし会を実施する際に、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等、子どもたちが活動する施設等の職員等に対し、子どもの発達段階における読書の重要性や年齢に応じた図書の紹介を行うとともに、読み聞かせのノウハウを指導するなど研修・支援を行います。

ク 図書館ボランティアの養成

定期的に図書館ボランティア養成講座を開催し、図書館ボランティアの募集及びスキルアップ、ネットワークづくりの機会の提供などを行うことで、地域の学校や公民館等での図書館ボランティアによるおはなし会の開催など、広く読書活動が行われるよう取り組みます。

また、こどもとしょかんへの布の絵本の常設展示などボランティア活動の場の提供を行います。

ケ 障害がある人等へのサービスの向上

市立図書館では、障害児を含む障害者等でも利用しやすいように、点字タイル、車椅子、多目的トイレ、対面朗読室などを整備しています。さらに、視覚に障害がある子ども向けに点字や大きな字の絵本を備えるほか、来館が困難な障害者に対して郵送貸出を行っており、今後さらにサービスの向上に努めます。

コ はじめまして絵本事業（ブックスタート）※再掲

サ 「長崎市図書館を使った調べる学習コンクール」の開催

図書館の豊富な資料をはじめ様々な情報を活用し、子どもが自ら考え、判断し、表現力を育む「調べる学習」を通じて作成した作品を募集し、優秀作品は表彰するとともに全国コンクールへ推薦します。

学校と連携し、夏休みの課題として取り組んでもらい、図書館、公民館等の図書室、学校図書館の利用促進につなげます。

(2) 公民館における取組み

ア 読み聞かせの実施

地域の読み聞かせボランティアを活用して、おはなし会において読み聞かせを実施しており、今後もその拡充に努めます。

さらに、読み聞かせボランティア研修会への参加を促すなど、読み聞かせボランティアの資質の向上も図っていきます。

イ 公民館図書室の図書資料の充実

公民館等の図書資料は市立図書館において購入し、配本することにより蔵書の充実を図っています。市立図書館司書が定期的に蔵書点検に赴き、図書室の環境や利用状況等を勘案して資料の見直しを行い、利用しやすい公民館図書室の運営に努めます。

ウ 子ども読書活動の啓発

各公民館においておはなし会など、子ども読書活動の推進に向けた講座を実施しており、今後もその充実を図ります。

また、公民館を利用する地域住民に対し、子ども読書活動について理解を促すとともに、未就学児とその保護者を対象に地域の公民館を拠点として子ども読書活動を推進していけるような環境整備に努め、学校図書館を拠点に活動している児童、生徒の保護者との交流を図るなど、子ども読書活動に取り組みやすい仕組みづくりを図ります。

(3) その他における取組み

ア 読み聞かせの実施

子どもが活動する地域の施設等において職員や読み聞かせボランティアによる読み聞かせを実施し、子どもが本に触れる機会の提供を行います。

また、市立図書館が実施する読み聞かせの研修を受講するなど、職員の資質や技術の向上を図ります。

(実施場所：乳幼児健診の場、子育て支援センター、お遊び教室、児童館、児童センター、放課後児童クラブ、青少年育成協議会、子ども会、子ども文庫、障害児施設等)

イ 図書資料等の充実

各施設の図書コーナーや図書資料の充実を図ります。図書資料の充実については、市立図書館が実施している団体貸出やリサイクル図書を積極的に活用します。

(実施場所：乳幼児健診や育児学級の場、子育て支援センター、児童館、児童センター、放課後児童クラブ、子ども文庫、障害児施設等)

ウ 子ども読書活動の啓発

市立図書館が発行する「としょかんだより」や絵本のブックリスト等を施設内に掲示したり、施設や団体が発行する広報紙等で絵本の紹介などをし、子どもや保護者に配付するなど、読書活動の啓発を行います。

(実施場所：乳幼児健診や育児学級の場合、子育て支援センター、児童館、児童センター、放課後児童クラブ、青少年育成協議会、子ども会、子ども文庫、障害児施設等)

3 学校等における取組み

幼稚園、保育所、認定こども園においては、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、子どもが興味・関心を示す絵本や紙芝居などを、読み手と子どもと一緒に楽しみながら読み聞かせを行うなどの取組みを行います。また、子どもが安心して図書に親しむことができるよう、図書スペースの確保や図書資料の充実のため、図書館等と連携して取り組みます。

学校は、子どもの読書活動の推進と読書習慣の形成において重要な役割を担っています。読書は、児童生徒にとって、想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育む上で大切な営みであり、人としてより良く生きる力を育み、人生をより味わい深いものとしていくためにも欠くことのできないものと考えことから、さらに読書活動の推進を図ります。また、各教科等における学校図書館を活用した指導の多面的な展開により、児童生徒の読解力・言語力、情報の収集・活用能力等を育むとともに、自ら主体的に学ぶ技能や意欲・態度を養う学校図書館の活用の推進を図ります。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園における取組み

ア 読み聞かせの実施

日常的に保育士等が様々な内容の絵本や紙芝居などの読み聞かせを実施することで、子どもは新たな世界に興味や関心を広げていきます。また絵本などで見たり聞いたりしたことを自分の経験に結

び付けて想像したり、喜び、悲しみなどの様々な気持ちに触れることで、他人の痛みや思いを知る機会になります。

このように、読み聞かせは相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、感情を表現する力を養う大切な役割を担っていることから、積極的に実施するよう努めます。

併せて、保育士等が子どもの発達段階や興味、関心にふさわしい図書の選定ができるよう、また読み聞かせの技術を向上させるための研修への参加を促します。

イ 保護者への啓発

家庭での読み聞かせの大切さ、読書による様々な効果について、保育士等が保護者に対して説明を行ったり、園から保護者向けの広報誌におすすめの絵本の情報などを掲載するなど、子ども読書活動を推進します。

ウ 図書スペースの確保及び図書資料の充実

子どもが幼児期から本に親しむ機会を設けることは大切であることから、引き続き図書スペースや図書資料の充実に努めます。

図書資料の充実については、市立図書館が実施している団体貸出やりサイクル図書の積極的な活用を図ります。

(2) 学校における取組み

ア 全校一斉読書活動の実施

日課の中に全校一斉の読書の時間を位置づけることにより、現在、実施率100%を継続して達成しています。引き続き取組みを実施し、子どもの自主的な読書習慣の確立に努めます。

イ 学校図書館資料の充実

児童生徒の読書活動や学習指導に必要な図書資料を計画的に購入し、情報が古い図書資料や傷みのひどい図書等は適切に廃棄し更新するなど、学校図書館資料の充実に努めます。

ウ 学校図書館の環境整備の推進

学校図書館の木質化やレイアウトの工夫など、木のぬくもりのある、親しみやすく使いやすい学校図書館の環境整備を推進し、「読書センター」、「学習・情報センター」としての機能の充実に努めます。

エ 学校図書館司書の配置

学校図書館司書が小中学校に配置され、読書環境が充実したことに伴い子どもの本の貸出冊数が増加するなど、読書活動の推進が図られています。今後は、子どもたちの発達段階に応じた図書資料の充実を図るとともに、一人ひとりの子どもに応じた読書支援を行います。さらに学校図書館を活用して、調べ学習の支援や関連図書の紹介など、学級担任や教科担任と協働した授業づくりを進めていきます。

オ 学校図書館ボランティアとの連携・協力

司書教諭、学校図書館司書を中心とした全校での取組みのもと、図書ボランティアとの連携・協力により、学校図書館の環境整備と読書活動の充実に努めます。

学校図書館の運営において、学校図書館ボランティアの方々の読み聞かせや学校図書館の環境整備など、献身的な協力は大きな力となっています。保護者や地域の方々の図書ボランティアへの参加を積極的に呼びかけるとともに、市立図書館が実施する学校図書館向け講座への参加など、資質の向上を図ります。

カ 教職員の資質の向上

司書教諭をはじめとした教職員の資質の向上のために、学校図書館の運営や読書指導のあり方、調べ学習の指導方法などについて研修を行います。

4 数値目標

読書を通じ、子どもたちの豊かな心を養い生きる力を育むために実施する様々な取り組みによる成果の数値目標を設定し、その達成に努めます。

指標項目	現状値（H26）	目標値（H32）	数値目標の説明
市立図書館におけるおはなし会参加者数	2,233人	2,680人	おはなし会の回数を増やすことなどにより現状値の20%増を目標とする。
公民館におけるおはなし会参加者数	2,927人	3,512人	開催頻度、開催場所の拡大等により現状値の20%増を目標とする。
子ども読書活動推進に係る研修会等への参加者数	延べ312人	延べ374人	幼稚園等の職員等、研修受講対象者を拡大すること等により、現状値の20%増を目標とする。
「読書が好き」な小中学生の割合	72.8% (H27)	77.8%	全国学力・学習調査で「読書が好きだ」と答えた小中学生の割合。全国調査であり、市の小中学生の読書意識を分析できると考えられるため指標とした。現状値の5%増を目標とする。
小中学生の1か月の読書量平均	小学校11.4冊 中学校3.9冊	小学校12.5冊 中学校4.3冊	全国の読書量の現状に関する調査における小中学生の1ヶ月の平均読書量。全国調査であり、長崎市の小中学生の読書量を比較分析できると考えられるため指標とした。現状値の10%増を目標とする。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日公布

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めると

ともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準
(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の

全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施にも努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施にも努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

以下省略

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

第二次長崎市子ども読書活動推進計画

策 定 平成28年3月

発 行 長崎市

連絡先 長崎市興善町1番1号

長崎市立図書館

T E L 095-829-4930

F A X 095-829-4948

<http://lib.city.nagasaki.nagasaki.jp>